

外形標準課税・分割基準 コントロールタワー

回 数	内 容	ページ
第 1 回	第 1 章 外形標準課税－ 1 ■ 1 概 要 ■ 2 所得割 ■ 3 付加価値割	P 1 ～ P 22
第 2 回	第 1 章 外形標準課税－ 2 ■ 3 付加価値割 ■ 4 資本割 ■ 5 申告及び手続き	P 23 ～ P 60
第 3 回	第 2 章 分割基準 ■ 1 分割基準の概要 ■ 2 製造業の分割基準 ■ 3 非製造業の分割基準 ■ 4 その他の分割基準 ■ 5 申告書作成時の留意点 ■ 6 事例問題	P 61 ～ P 110

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては，平成30年4月1日現在に確定している法令等に基づき作成しております。

外形標準課税・分割基準 CONTENTS

第1章 外形標準課税

■ 1 概 要	2
■ 2 所得割	1 2
■ 3 付加価値割	2 2
■ 4 資本割	5 0
■ 5 申告及び手続き	5 6

第2章 分割基準

■ 1 分割基準の概要	6 2
■ 2 製造業の分割基準	6 4
■ 3 非製造業の分割基準	7 0
■ 4 その他の分割基準	7 2
■ 5 申告書作成時の留意点	7 4
■ 6 事例問題	9 2

補足事項 経済的な利益について

I 給与所得	1 1 2
II 退職所得	1 3 3

税法実務コース「外形標準課税・分割基準」

第1章 外形標準課税

1	概 要	2
2	所得割	12
3	付加価値割	22
4	資本割	50
5	申告及び手続き	56

1

概要

1 法人事業税とは

法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税である。

法人はその事業活動を行うに当たり、都道府県の各種の行政サービス（道路、下水道消防その他）の提供を受けていることから、これに必要な経費を負担すべきであるという考え方（応益課税）に基づいて課税される。このような性格から、法人事業税は経営のために必要なコストとされ、法人税の所得の計算上損金として取り扱われる。

2 法人事業税の納税義務者

1 納税義務者と法人事業税の区分（地法72の2①）

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の事業の区分に応じ、それぞれに定める額によって事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課税される。

事業の区分	法人の区分	法人事業税の区分
(1) (2)以外	① ②以外の法人 (外形対象法人)	付加価値割、資本割及び所得割の合算額
	② 公共法人、公益法人等 特別法人、人格のない社団等非営利型以外の一般社団法人及び一般財団法人、並びにこれら以外で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人 (所得課税法人)	所得割
(2) 電気供給業 ガス供給業 保険業 貿易保険業	(収入金額課税法人)	収入割

外形標準課税の対象となる法人は、電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業の4事業以外の事業を営む普通法人で、資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるものである。

2 判断の時期（地法72の2②）

資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定は、原則として各事業年度終了の日の現況による。